

令和3年9月29日

生徒並びに保護者の皆さま

県立村岡高等学校長

## 緊急事態宣言解除後の教育活動等について

このことについて、県教育委員会から9月29日付け「緊急事態宣言解除後の学校運営について」の通知がありました。

ついては、本通知に従い、県立村岡高等学校として、下記のとおり対応します。ご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 教育活動

##### (1) 県内での活動

「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで行います。

##### (2) 来校者を伴う校内行事（村高フォーラム、オープンハイスクール）

マスク着用、消毒はもとより体調が不調の場合は来校を自粛するなど感染防止対策の徹底を改めて周知するとともに、参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対応を行います。

##### (3) 県外での活動

実施先の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ、実施します。なお、修学旅行については、キャンセル料支援の観点から、実施の時期、場所等を適切に検討・判断します。

#### 2 部活動

(1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行います。

(2) 活動日及び時間は、「いきいき運動部活動（4訂版）」等を基本に、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とします。

(3) 部内での感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、1日は全ての部活動を休止し、感染対策を確認します。

(4) 宣言解除後の感染状況を見極めるため、一定の制限期間（2週間）を設けます。  
10月14日（木）までは、次の活動を見合わせます。

- ・学校関係者以外（保護者、OB等）の参加
- ・県外での活動（※全国・近畿大会を除く）及び合宿（県内を含む）

#### 3 その他

(1) 引き続き、生徒の健康観察を徹底し、同居家族に発熱等の症状やPCR検査を受けている場合も登校を控えてください（出席停止の措置をとります）。

(2) 食事中は感染リスクが高まることから、マスクをはずしての会話は行わないことを徹底します。

(3) 環境省・気象庁などが発表する「熱中症警戒アラート」なども参考に、適切な水分補給や休憩などの熱中症対策を行います。

(4) 必要に応じて、キャンパスカウンセラー（こころの健康相談）及びSNS悩み相談（17:00～21:00）等を活用してください。